平成２２年（フ）第２４３３号
神奈川県綾瀬市寺尾本町１丁目９番24号
債務者　小野　秀康
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５３３号
横浜市緑区長津田みなみ台７丁目33番地15
上の原グリーンハイツ３棟205号
債務者　内藤　道子（旧姓板屋）
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５８９号
横浜市金沢区六浦東２丁目２番12―104号
債務者　井上　正子（旧姓佐野）
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６１７号
横浜市保土ケ谷区常盤台63番13号
債務者　牧　　友美
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６６２号
横浜市青葉区市ケ尾町1152番地15　オークタス蕪木102
債務者　木下　裕子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６９４号
横浜市神奈川区神大寺２丁目９番13―502号
債務者　相川　敏雄
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６９６号
横浜市瀬谷区下瀬谷３丁目23番地27　市川ハイツＡ101
債務者　大友　篤志
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６９９号
横浜市金沢区並木３丁目11番５―205号
債務者　市川　圭子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３９号
静岡県掛川市西大渕5527番地　沢上暦団地睦月
債務者　谷水　信子（旧姓服部）
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月８日午後１時30分
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２２年（フ）第３０５号
愛知県岡崎市魚町32番地１
債務者　東尾登喜恵
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月８日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２５１６号
横浜市旭区若葉台１丁目10番808号
債務者　吉村　大樹
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５７０号
神奈川県鎌倉市玉縄１丁目３番地９　東荘102
債務者　杉下　　淳
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月26日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４２５号
相模原市中央区相模原２丁目６番14号　アストラル相模原601号
債務者　本田　文絵
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月25日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第４４８号
相模原市南区磯部37番地６
債務者　本村　朝海
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月25日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第４７２号
相模原市南区旭町５番17号　サンコーポ103号室
債務者　秋元　宏之
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月25日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部